

平成24年度 第8回 西宮市農業委員総会議事録

1、開催日時：平成24年11月20日(火) 14時30分から16時04分

2、開催場所：西宮市役所東館7階701会議室

3、出席委員(15人)

会長	1番	吉田 昭光
会長職務代理者	2番	坂口 文孝
委員	3番	大川原 成彦
	4番	まつお 正秀
	5番	松本 俊治
	6番	森畑 義明
	7番	大前 輝雄
	8番	吉井 律
	9番	松井 祐一
	10番	岡本 久一
	11番	茶谷 勝視
	12番	高田 孝
	13番	尾崎 清政
	14番	丸 幸良
	15番	奥村 幸弘

4、欠席委員(0人)

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第11条の9第4項の規定に基づく農地利用円滑化事業規程の決定の件

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件

議案第16号 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件

報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

報告第29号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第30号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第31号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	森 正一
係長	東 孝二
主事	立花 逸人

議長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議長 それでは、まず、日程第1の議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議なしとのことでございますので、10番岡本久一委員、11番茶谷勝視委員を議事録署名委員に指名いたしますのでよろしくお願いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 まず、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第11条の9第4項の規定に基づく農地利用円滑化事業規程の決定の件」を上程いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の1ページについてですが、お手元に議案第14号の別紙及び、参考資料を配布してございますので、併せて参照して下さい。議案第14号「農業経営基盤強化促進法第11条の9第4項の規定に基づく農地利用円滑化事業規程の決定の件」でございます。兵庫六甲農業協同組合より西宮市長宛に別紙規程の承認申請があり、農業経営基盤強化促進法第11条の9第4項規定により農業委員会による可否の決定を求めます。

議案第14号は、西宮市において、農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想を、この9月に策定したことを受けて兵庫六甲農業協同組合が、西宮管内で当該事業を行うために、市の承認を求めるものであります。

加えて、兵庫六甲農業協同組合が策定しようとしている別紙規程において農地売買等事業に係る規定を設ける場合、市長は農業委員会の決定を求めることになっております。

なお、当該事業を行うメリット等については、別紙、参考資料を基に、ご説明させていただきます。

農地利用集積円滑化事業とは、農地等の効率的な利用に向け、その集積を促進するために創設されて事業です。

今回、兵庫六甲協同組合が、農地所有代理事業、農地等売買事業を行うべく規程を策定しています。農地所有代理事業は、農地の所有者から委任を受けて、その者に代わり、農地の売買、貸付を行う事業です。また、農地売買等事業は、農地の所有者から農地の買入れ、貸入れを行い、その農地の売渡

しや貸付けを行う事業です。

いずれの事業も複数の農地所有者の売り渡したい農地、貸し付けたい農地を一元的に兵庫六甲農業協同組合が把握することで、意欲ある農業者に面的に、まとめて農地を集積させることが一定程度可能になるというメリットがございます。

また、規模拡大を考える農地の受けてとしても、多数の農地の所有者と個別に交渉しなくても農地利用集積円滑化団体と協議すれば、規模拡大、面的集積を実現しやすくなります。

議 長

事務局の説明は終わりました。

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同

なし

議 長

なければ、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第11条の9第4項の規定に基づく農地利用円滑化事業規程の決定の件」につきましては承認することにしてご異議ございませんか。

議 長

異議なし

議 長

ご異議がないようでございますので、議案第14号につきましては、承認することにいたします。

議 長

続きまして議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件」を上程いたします。

本案件につきましては、農業委員会等に関する法律第24条第1項並びに農業委員会会議規則第10条の規定により、高田委員が除斥の対象になりますので、おそれいりますが、議場からの退席をお願いいたします。

(高田委員退席)

事 務 局

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

ご説明させていただきます。まずは、議案書の2ページについてですが、議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件」1件でございます。次のとおり農業委員会に対して農用地利用集積計画が提出されましたので、適合等の可否について決定を求めます。

まず、議案書朗読の前に、西宮市農業委員会として、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定は初めてのこととなりますので、当該事業は何か、農地法との違いは何か、手続きはどうかなるのかを簡単にご説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等事業は、農地法によらず、農地の貸し借り等を可能にする農業経営基盤強化促進法に基づく事業です。

農地法第3条許可要件との違いは、農地法第17条の賃貸借の法定更新にかかる規定の適用がなく、当初定めた貸し借りの期間が満了すれば、農地所有者に農地が戻ってくること、下限面積に係る基準がないこと、市町村が作成するということから、地域調和に係る基準がないこと、権利取得者自身が、農業経営や農作業従事、効率利用をするかどうかを原則判断することから、労働力の確保の状態を判断する以外は農地法第2条の世帯員等の考え方を適用しないことです。

当該手続きにおいて、権利関係を発生させるには、市が作成した農用地利用集積計画を農業委員会総会場で決定し、市が公告することで権利関係が発生することになります。

それでは、議案朗読に入ります。

【議案第15号を議案書、別添資料をもとに朗読】

当該法人は、農業生産法人であり、すでに上山口において昨年3反程度農地法第3条の許可を得て3年間の賃借契約を結び、耕作を始めております。

平成24年11月16日現在の現況は、当初の営農計画とのずれはあるものの、半分程度は、今年度の稲作を終えた状態で、また、一部を畑作、残りの部分については、草刈が行われ保全されている状態です。

今後の利用に係る意向について確認したところ、『来年度はすべての場所を利用する計画ですが、当初のほうれんそう等ではなく、稲作を中心にしたく、再度計画を提出いたします。』との回答を得ています。

以上のことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は、満たされているものと考えられます。

議長

事務局の説明は終わりました。

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

14番(丸)

先ほど、事務局の方から説明がありましたように、山口の上山口で昨年度8月、マイファームラボ、代表取締役は代わられているようです。昨年度は、谷さんでした。現況もちょうくちよく確認しているわけですが、当初計画の作付け、経営計画を提出いただき、また、地元農会長、水利長等が寄って山口支所でお話をしたわけですが、立派なお話で、1年経過したわけですが、本当に計画通りにはされていない。なおかつ、セイダカアワダチ草も昨年刈られたけども、今年もまた一部花を咲かせています。環境にも良くないですし、幹線道路からも見えて、今、畑をやられているということですが、貸し農園より利用状況は落ちる。僕らから見れば、ままごと遊びに見えます。当初はそうなる話ではなかったです。地区の農会長ともちょうくちよくお会いして話しているわけですが、営農計画のやり直しを要望してはどうか、やるならやる、過去耕作放棄地であったことから、近隣には迷惑はかかっておりません。

ただ、当初のお話とは本当にずれていて、悪い言葉で言えば絵に描いた餅です。そのような繰り返しを西宮管内で、あまり、僕として好ましくないのではと、1年経過した上山口の実態から考えますので、そうしたことも併せて報告させていただきました。以上でございます。

7番(大前) 丸さんのおっしゃったことについて私も現場を見ましたが、稲は稲熱病で真っ白けになっているし、野菜作りは、ままごと程度に感じます。農業生産法人としての期待があるだけに残念な側面がある。高田さんのところは綺麗な畑やから、上手いこといくと思うけど、山口の利用状況は低調や。

14番(丸) 稲かりは上山口で最後でした。

事務局 その辺は、事務局としても状況を把握しておりますので、すでに指導等も始めております。先方も現状のままでよいとは考えておりませんので、事務局としましても、山口については当初の計画若しくは、変更があれば、その計画の提出を求めて、指導していきたいと考えております。

14番(丸) もう一点よろしいか。

事務局 はい。

14番(丸) 代表取締役が代わっていることについては理由を聞いておられますか。去年の代表が構成員になっておられるので、何か理由はあるのでしょうか。

事務局 特には聞いておりません。

4番(まつお) ちょっとよろしいですか。私も議会で市民農園のことについて取り上げた時に、マイファームが全国で農園をしているということで、この間、NHKでE TV特集というのがありまして、西辻さんが宮城県の被災された方たちの支援をするというのが注目される報道がありました。彼はもともとマイファームを立ち上げた人だと思うんですね。ところが、被災地の支援ばかりしていたものだから、取締役会でクビになったと、仕事に集中してくれということで一社員として勤務しているということが報道されていました。

彼は、創始者でありますし、力を持った方でしょうし、そこまでして、被災地の農業の再生を応援しようとして凄いなと思いますし、そうしたことも含めて、事務局にマイファームとマイファームラボとの違いが私もわからないので教えていただければありがたいのですが、報道であった経緯が分かりませんが、マイファームラボで力を発揮してもらいたいということで着任されたのではないかと、あくまで私の想像の域ですが、どうなのでしょう。

14番(丸) 山口に当初から参入されたのは、マイファームラボです。

事務局 マイファームは耕作放棄地の再生や農業の活性化等を理念にした法人でして、マイファームラボができたのは、自ら農地の権利設定や取得を可能にして耕作が行える法人である農業生産法人の要件を備えうる法人を作るため、マイファームの関連会社として設立されたとお伺いしています。違う方

- が代表になった経緯は現状においてはわかっておりません。
- 議 長 他に何か。
- 4番(まつお) 以前市民農園のことで、すみれ台に調査にいった時に、たまたま、今議論している圃場にマイファームの方がおられて、市民農園等の指導者を育てるための圃場として借りていますとおっしゃっていました。今度の利用権設定しようとしている土地の隣は、所有者の耕作指導のものマイファームが協力している体験農園でして、そうした、農園で指導できる人材を育成するための農地利用だということでお伺いしているんですが。マイファームとマイファームラボで性格が違うということですよ。
- 事 務 局 そうですね。マイファームは、所有者が体験農園を実施するために、フランチャイズとしてマイファームのホームページで広く利用者を募集したり、システムを提供したり、支援したりするのが主であると思います。一方で、マイファームラボは、農業の担い手であるとか、マイファーム農園でオーナーをサポートできる技術者や指導者の育成を主としているのだと思います。
- 4番(まつお) これから農業を支えようとする人を育成する、教育機関的な形のものではないかと思っています。
- 2番(坂口) これは、山口の場合、農地を荒らしているからそういう今の議論が起こっているわけで、それが鷲林寺で同じことが起こっては良くないと思うわけで、あえて皆さん議論されていると思うのでね。
農地として使ってもらえるなら有効やと思うけど、山口のような話になると何するのかわからないとなっても仕方ない部分がある。
- 議 長 山口で荒らしていて会社としてやっていけるものかな。そうした話は別の問題かもしれんけど。
- 4番(まつお) 山口は田んぼに適したところなので、大根、ほうれん草などは作るのが難しいこともあるんですかね。
- 2番(坂口) それは違う気がします。
- 14番(丸) 上山口は地力が十分にあります。お米は完熟米ができています。
- 4番(まつお) 畑としてもできるもんなんですか。
- 14番(丸) 去年でもたまねぎ100本とかそれくらいは植わっていました。数えられるくらい。立派にできます。
- 10番(岡本) 私も鷲林寺の方をよく見ているんですが、今現状のマイファームがやっている隣でするんでしょ。新たに隣同士で作る方が今よりいいのではないですか。私はこれは、賛成ですね。
- 5番(松本) 3反ほどされていますが、鷲林寺と2箇所だけですか。
- 事 務 局 農用地利用集積計画では、33,538㎡の経営耕地面積がありまして、その内、約3haは滋賀県の野洲市です。鷲林寺でマイファームがやってい

るといのは、農地所有者がオーナーとして体験農園実施するのに支援等をしているということだと思います。あくまで、手助けという位置付けです。実質やっているのは、農家の方です。全国規模のマイファームのシステムを利用しているという形になると思います。新たにするところについては、現状もきちり、ほうれん草が植わっている状態で肥培管理も適正にされている農地ですので、そこをあえて荒らすということはないと思いますし、上山口の方はきちりとそれはそれとして、事務局が指導しなければならないと思います。

10番(岡本) 高田さんは家も近く、隣の体験農園でも指導していますから、申請地の状況も把握でき、荒れる心配は少ないと思います。この件についてはよいのではないのでしょうか。

議長 山口で今現在、利用状況が低調であるから、今の議論をしているわけで、どうすべきかやけども、実際、様子みるしかないかな。

10番(岡本) この計画も1年間の権利設定ですので、よいのではないですか。

事務局 そうですね、担い手を育成する観点からは、1年間様子を見て、もちろん、今回指導をして、利用状況が芳しくなければ、次年度の農業委員会で判断をすることもよいかもしれません。

議長 そっちの方向で検討するのはどうでしょう。

2番(坂口) 実際、農業委員の畑も隣にあり、監視の目も行き届くということもあります。

5番(松本) 北部に農地のある農業委員が通る道でもあるので、農業委員の宿題として見守りもできると思います。

10番(岡本) そうですね。

5番(松本) 山口は別に指導を続けなければならないと思います。

3番(大川原) 今回、議決に際して、条件を付けることは可能なのですか。

事務局 一年間というのは少なくともあるので、これが、ひとつの条件と考えられます。当然口頭で農業委員会としての意見を言うことはできると思います。

3番(大川原) 付帯決議みたいな形のものは。

事務局 可能かと思いますが。

5番(松本) 条件を付けても一年ということもあるので、山口については、引き続き指導を続けて、鷲林寺については耕作してもらうことにしてはどうか。

議長 山口の説明があったように、農業委員会としては上山口については、厳しく指導してもらいたいと思います。鷲林寺については、多くの農業委員の目も届く場所ですし、見守る方向で決定してはどうかと思うのですが。

4番(まつお) ちょっとよろしいですか。今回は、農業経営基盤強化促進法で利用権設定ができるようになってまとまった話と理解していいのかがまず、一点と、市

長が関与するということですが、契約の更新はどこまでできるものなのか。

事務局 当事者同士の合意のもと更新可能ですし、貸主の意向で更新しないということも利用権設定の場合は可能です。今回のケースであれば、1年という期間がくれば、貸主は更新してもいいかどうか検討できるということになります。

4番(まつお) インターネットを見れば、マイファームラボさんは、12月から募集しますよということがありますので、市長の公告が前提なっているので先走りにならないように留意したほうがいいのかなと思います。

14番(丸) 会社がするのではなくて、転貸しですか。

事務局 参考資料を配布させていただいていますが、従事者の中で、西宮担当で250日従事しますと記載されています。

議長 会社が作るわけやろ。

事務局 そうですね。この方が、現地で旗を振ってされると、この方が中心で耕作の事業をされるということなんです。

14番(丸) 今の話と相違があるのでは。

議長 ここで農業するのを募集しているんやろ。

4番(まつお) そうですね。アカデミーとういことですね。

議長 それであれば、転貸しということになるのか。

事務局 これは貸すのではなくて、体験してもらおうということではないのかなと思います。

4番(まつお) ラボが高田さんから借りて、農業を継ぎたいという人をそこで教育するというに使われるわけですよ。

議長 それであれば、高田さん本人が指導して、何も会社に貸す必要はないのでは。会社が作るというので話を進めていたのでは。

2番(坂口) 山口も体系は、一緒では。

14番(丸) 実際、山口も何人か来てますよ。畑に表札があがっています。

議長 会社が作るのではないな。

4番(まつお) 担い手が学ぶために、マイファームラボが旗を振るという形だと思います。

議長 事実関係がはっきりしないなかで議論をしても先に進みそうもないので、当事者であり、議事参与の制限を受けている高田委員に入席していただいて、事実関係についてお話を伺うというのはどうですか。

委員一同 異議なし
(高田委員入室)

議長 それでは高田委員に事実関係の説明をお願いします。

12番(高田) 貸したときに行う事業は、農業を学びたい、担い手の育成、マイファームラボが言うアカデミーを4箇所で開催しようと考えているようです。すでに、

野洲市や高槻市では展開しているようです。代表とは3年程の付き合いがあり、私のやっている体験農園も必ずしもすべて効率的に利用がはかり切れないう中で、向こうからの打診がありました。担い手育成するためであれば、貸してもよいと考えたので今回の申請に至りました。戦後60年余り経ちますと農業後継者がいなくなっているのが現実です。

2番(坂口) 今、問題になっているのはね、貸す相手が何をするか、貸し農園をするのか否かの説明をしてもらいたい。

12番(高田) 農業に興味のある方に勉強していただく、アカデミーを作りたいという趣旨でおっしゃっています。

5番(松本) 生徒が作るのですか、法人が作るのか。

12番(高田) 生徒も作ります。農業経営や指導は、マイファームラボがやります。今生徒を募集しております。従業員が教えるということです。

4番(まつお) いずれ巣立っていってもらうための施設だと思います。

議長 事務局どうなんかな。

事務局 まず、転貸しということについては、農地法上はできません。今回の事例については、法人が丸投げで生徒に貸すので駄目でないかということですが、貸し農園とは、農地法の例外で特定農地貸付法で定められた手続きに従って、区画割した農地を、利用者は利用料金を払って、利用者が自由に当該区画で作付けをするというものです。また、収穫物は、自分のものとなります。もう一方であるのが、体験農園というものがあまして、農地法の規制を受けない形での農園形態となります。農家さんが園主となって農業に関する研修をすることや、作付け指導をすることで園主の営農計画に沿った作付けをし、収穫物は園主に帰属することになります。ただ、入園者はそこで育ったものを購入もできますので、入園料と購入料金を合わせて払うことで、自分の作ったものを自分で処分することが可能になります。ここで、入園者のメリットは、農業技術をプロの農家から教えてもらえることや、レクリエーション的な機能ということになるかと思います。

ですので、アカデミー事業は、後者の体験農園にあり方は近く、マイファームラボが行う、農業上の教育課程に参加し、例えば座学や圃場研修、実際の作付けの指導を受け、圃場で経験を積むということだと思います。また、収穫物の帰属先は、マイファームラボであれば、体験農園としての整理はできなくはないのかなと思います。

ただ、この体験農園は、農家さん等、実際に体験農園を行うオーナーが線引きをして契約書や入園規定等、残るそれら及び、その他の書面で整理することも必要になってくるのかなと思います。

ですので、皆さんの議論の中から、農業生産法人にそうしたことを確認し、

併せてきっちり指導していく必要があることが導きだされたのかなと思います。

10番(岡本) 1年ですから、様子見る方向でどうでしょう。

事務局 そうですね。今回、上山口のこともありますし、皆さんの議論の内容をきっちりマイファームラボに伝えて、実態がどうなのか、必要な指導を進めていく方向は事務局として、できるのかと思いますが、最終的には農業委員会として決めていただければと思います。

議長 それでは、高田委員には、説明してもらいましたので再度退出をお願いします。すいませんが、お願いします。

(高田委員退出)

4番(まつお) 西辻さんも30歳を前にしてこうした事業を興して、一つのアイデアとして実現してきたので、考え方として評価できるのではないかと思います。業として様子見ていければと思います。

5番(松本) 1年様子見ましょう。その先、実態調査をしてだめならすぐストップをかける。

議長 それでは、決を採ります。

議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件」につきましては承認することにしてご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

議長 ご異議がないようでございますので、議案第15号につきましては、承認することにいたします。

議長 続きまして議案第16号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」を上程いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。議案書の3ページ1件でございます。議案第16号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」でございます。次にとおり農業委員会に対して証明書の交付申請がなされたので、証明書交付の可否につきまして決定を求めるものです。

【議案16号を議案書をもとに朗読】

番号1の さんは、平成23年6月9日に享年89歳でお亡くなりになり、次男である さん62歳、他3名が当該農地を相続することになりましたが、相続した農地を維持することが困難なため、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取申出するにあたって、同法の

	規定に基づき、農業委員会に対し、被相続人が、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものでございます。
	以上で議案の朗読並びに説明を終わります。
議 長	事務局の説明は終わりました。
	次に、地元委員の説明をお願いいたします。
15番(奥村)	議案第16号の1についてご説明いたします。
	上ヶ原十番町の申請農地は、添付の地図でもお分かりいただけると思いますが、市立上ヶ原南小学校の北、約350mのところにあります。
	農地は、耕作地として適正に管理されています。
	以上で地元委員の説明を終わります。
議 長	地元委員の説明は終わりました。
	本件に対してご質問、ご意見はございませんか。
委員一同	(質問、意見)
議 長	なければ、議案第16号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」につきましては、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議 長	ご異議がないようでございますので、議案第16号につきましては、証明書を交付することといたします。
議 長	これより報告案件に入ります。
	まず、報告第28号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。
	事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	報告第28号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」でございしますが、議案書4ページ2件でございます。
	【議案書朗読】
	当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長専決により、書類を受理しましたのでご報告します。
議 長	事務局の説明は終わりました。
	本報告に対し、ご質問はございませんか。
委員一同	(なし)
議 長	質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。
議 長	次に、報告第29号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理

の件」を報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 報告第29号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書5ページ1件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議長 事務局の説明は終わりました。

本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (なし)

議長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 続きまして、報告第30号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第30号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書6ページ7件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (発言なし)

議長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 続きまして報告第31号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。

事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第31号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書7ページ2件でございます。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (なし)

議長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長

以上を持ちまして、本日予定いたしておりました議案審議並びに、報告案件はすべて終了いたしました。

これを持ちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

